

部長会議付議事案書（報告）

(平成30年1月5日)

提案課名 資産経営課

報告者名 草山 一郎

| | | |
|--------|--|--------------|
| 事案名 | ネーミングライツ・パートナーの募集について | 有 資料 無 |
| 提案趣旨 | ネーミングライツは、パートナーに本市の公共施設に自身のイメージを連想する愛称を付ける権利を付与するとともに、相手からは財政的な支援をいただく制度です。今後、信頼ができるパートナーを公募しようとするものです。 | |
| 概要 | <p>ネーミングライツは、事業者側にも「企業の広告宣伝」、「地域貢献による企業イメージの向上」につながる等のメリットがあります。</p> <p>1 対象施設 文化会館、体育館等の本市公共施設を対象とし、庁舎、学校などの教育施設を除きます。 なお、イベントも対象となります。</p> <p>2 事業者の選定 選定に当たっての審査は、審査委員会を設置し、経営状況、応募の動機、企業理念、希望愛称名、金額、契約期間及び地域への貢献等を審査項目として行います。</p> | |
| 経過 | <p>平成29年 4月21日 総合計画市長ヒアリングの際、制度の運用は資産経営課が進めるようにとの指示</p> <p>同年 5月～8月 カルチャーパーク課、文化会館との勉強会</p> <p>同年 9月 1日 実施要綱の制定</p> <p>同年11月17日 関係各課等への説明会</p> | |
| 今後の進め方 | <p>平成30年 1月16日 議員連絡会で概要を説明</p> <p>同年 2月 1日 広報はだの等に募集内容を掲載</p> <p>※ 事業者からの相談を受けた際には、その都度、内容を伺い審査が必要と考えられる場合には、提案の提出を求めます。受理後、審査委員会での評価、契約に向けた協議を行います。</p> | |

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年1月5日）

提案課名 障害福祉課

報告者名 栗飯原 勝男

| | | |
|--------|---|--------------|
| 事案名 | 秦野市障害福祉計画(第5期)及び障害児福祉計画(第1期)案について | 有 資料 無 |
| 趣旨 | <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条に基づく障害福祉計画（第4期）の計画期間が本年度で終了します。また、今までは本計画の中に盛り込まれていた障害児支援の部分について、児童福祉法の一部改正により障害児福祉計画としての策定が義務づけられました。そこで、障害福祉計画及び障害児福祉計画案を作成したため、報告するものです。</p> <p>なお、本計画案作成にあたっては、第4期障害者福祉計画との連携を基本としています。これに加え、国の基本指針に基づき、神奈川県と調整を図りながら作成しました。</p> | |
| 概要 | <p>障害者福祉施策の総合的な計画であり、本計画の上位計画となる「秦野市障害者福祉計画（第4期）」を推進する上で必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業の数値目標、利用見込量等を定めるものであり、その案の主な概要は、次のとおりです。</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>障害者総合支援法及び児童福祉法により策定が義務付けられた本計画は、同法に定める福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業など平成32年度末までの必要量を見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定めるものです。</p> <p>2 計画策定の概要、計画の性格、基本目標</p> <p>別紙資料「秦野市障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）案の概要」参照</p> <p>3 計画期間 平成30年度から平成32年度までの3か年</p> | |
| 経過 | <p>平成29年11月2日 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る各圏域市町村検討会</p> <p>平成29年11月22日 秦野市障害者支援委員会で協議</p> | |
| 今後の進め方 | <p>平成30年1月16日 議員連絡会へ報告（3月9日まで意見聴取）</p> <p>〃 2月1日 パブリック・コメント実施（3月2日まで募集）</p> <p>〃 3月下旬 障害者支援委員会に諮問</p> <p>〃 市長へ答申、計画の決定</p> | |

「秦野市障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）」案 の概要

平成30年1月5日

福祉部障害福祉課

1 策定の概要

「第4期秦野市障害者福祉計画」の理念を継承し、地域での暮らしを重視した支援体制の整備に努めるとともに、「かながわの障害福祉グランドデザイン」の趣旨を踏まえ、障害者の地域生活を支えるサービスの充実を図るための計画とします。

2 計画期間

国及び県の計画に合わせて平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

3 計画の性格

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉計画、「児童福祉法」に基づく障害児福祉計画として、障害福祉サービス、相談支援、障害児支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画とします。

4 計画の基本目標

「ひとりひとりを大切にする」という基本的な考え方のもとに、すべての人が、障害の有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重される地域社会の実現を目指します。

5 平成32年度末までの目標値の設定

(1) 障害福祉計画

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(ア) 目標値

平成28年度末時点で福祉施設に入所していた障害者のうち、平成32年度末までに約9%の地域移行を目指します。(計画期間中の累計)

(イ) 取組みの方向

障害者がそれぞれのライフステージに応じて多様な住まいの場を選択できるよう、グループホームの充実など地域移行支援事業の実施や相談支援事業を推進し、施設機能の活用を図るなど地域生活への移行を支援します。

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。そのため、平成32年度までに協議会や専門部会といった保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

ウ 地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化・重度化や介護者の高齢化、家族介護力の低下・欠如などを見据え、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況などの状況に応じ、平成29年10月に地域生活支援拠点施設である、秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」の整備を行いました。

今後は地域生活支援拠点が担う必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の充実・発展を図ります。

エ 福祉施設利用者の一般就労への移行

(ア) 目標値

平成32年度の年間における福祉施設利用者が一般就労に移行する人数を、国の指針を踏まえ、平成28年度実績人数の1.5倍の人数を確保することを目指します。

(イ) 取組みの方向

秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」が中心として、障害者の雇用や生活支援も総合的な就労支援に向けた事業の充実を図ります。

(2) 障害児福祉計画

ア 障害児支援の提供体制の整備等

(ア) 児童発達支援センターの確保

秦野市では現在2箇所設置されており、今後より重層的な地域支援体制の構築を目指します。

(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の確保

秦野市では現在1箇所、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施しておりますので、引き続き地域社会への参加・包容を推進しつつ、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築していきます。

(ウ) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

児童発達支援については、秦野市児童発達支援事業所「たんぼぼ教室」で、重症心身障害児を含めた肢体不自由クラスを今後も継続していきます。放課後等デイサービスについては、近隣市町村と連携し、サービスが円滑に利用できるよう努めます。また、市内での重症心身障害児の受け入れを推進します。

(エ) 医療的ケア児の協議の場

医療的ケア児（長期入院後、引き続き医療的ケアが必要な障害児）が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指します。

6 平成32年度の主な障害福祉サービスの必要量の見込み

障害福祉計画のサービス見込み量については、これまでのサービス利用実績を基に、地域生活への移行や一般就労への移行を含めた障害者の状況やニーズ、課題を踏まえ国の基本指針等に示された要素や見込み方を参考に設定します。

障害児福祉計画における障害児通所支援等のサービス見込み量についても、障害児の状況やニーズ、課題を踏まえ国の基本指針等に示された要素や見込み方を参考に設定します。

7 市が実施する主な地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、情報提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、基幹相談支援センターを中心に訪問相談、広域的な調整及び相談支援専門員の育成等の事業を実施します。

(2) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

障害者の権利擁護を図るため、判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度に関する相談に応じるとともに、法人後見への支援や制度の普及啓発などにより制度が円滑に利用できる体制の確立に努め、利用の拡大を図ります。

(3) 障害者社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するため点字広報等発行事業、身体障害者歩行訓練事業、視覚障害者移動支援事業、パラスポーツフェスティバル開催事業等を実施します。

秦野市障害福祉計画

(第5期 平成30年度～平成32年度)

秦野市障害児福祉計画

(第1期 平成30年度～平成32年度)

(案)

秦野市

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年1月5日）

提案課名 健康づくり課

報告者名 青木裕一

| | | |
|------|---|--|
| 事案名 | 「秦野市健康増進計画（健康はだの21）第4期計画案」について | <input checked="" type="checkbox"/> 有 資料 無 |
| 提案趣旨 | <p>健康増進法第8条に規定される市町村健康増進計画である「健康はだの21」は、現在、第3期計画を推進していますが、今年度末をもって計画満了となるため、市民の主体的な健康づくりを推進する第4期計画を策定するものです。</p> | |
| 概要 | <p>1 計画の基本理念 人とつながり 地域とつながり 誰もが健やかに暮らせるまち 「はだの」</p> <p>2 計画の総合目標 「健康寿命の延伸」「壮年期死亡の減少」「生活の質の向上」</p> <p>3 計画の方向性 (1) 健康を支援するコミュニティの実現 [社会的つながり] (2) 健康の維持向上のための生活習慣の改善と環境づくり [栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康・休養、喫煙、歯・口腔、感染症] (3) 生活習慣病の重症化予防 [がん、生活習慣病]</p> <p>4 計画期間 平成30年度～平成34年度（5年間）</p> <p>5 計画の特徴 新たな取組分野として「生活習慣病重症化予防」を取り入れ、「がん」と合わせて生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点的に取り組みます。また、PDCAサイクルに基づく事業評価を適用し、事業の見直しを図りながら計画を推進します。</p> | |
| 経過 | <p>1 計画の変遷 (1) 平成14年10月 秦野市健康増進計画（健康はだの21）を策定 (2) 平成20年 3月 同第2期計画を策定 (3) 平成25年 3月 同第3期計画を策定</p> <p>2 第4期計画策定に向けた経過 (1) 昨年 7月 6日 第1回秦野市健康増進計画検討委員会開催 (2) 同 8月24日 第2回秦野市健康増進計画検討委員会開催 (3) 同 11月 9日 第3回秦野市健康増進計画検討委員会開催</p> | |

今後の
進め方

- 本年1月16日 議員連絡会報告（意見聴取：3月9日まで）
- 同 2月 1日 パブリックコメント実施（意見聴取：3月2日まで）
広報はだの掲載（パブリックコメント募集記事）
庁内各課に意見聴取
- 同 3月 下旬 第4期計画策定

総合目標

健康寿命の延伸・壮年期死亡の減少・生活の質の向上

| 基本的方向性 | 取組分野 | 重点目標 | 基本施策 | 本計画における市の主な取り組み | | 評価指標 | | 現状値 | 目標値 |
|--|-----------------------------------|--|--|--|---|--|----------------------|--------------------------------|------------------|
| | | | | 内容 | 担当課名 | | | | |
| I 健康を支援する コミュニティの 実現 | 1 社会的つながり (ソーシャル ネットワーク) | 人とつながりながら、 健康づくりへの関心が 高まる | ○市民がより健康づくりに取り組めるようにするた めの情報発信及び相談体制の整備 ○地域活動団体や大学、自治会組織などの特 性を生かした協働事業の開催 ○行政とボランティアとの協働による健康づくり の推進及び見守り体制の構築 | 各種健康教育、各種健康相談、若い世代への健康情報の 発信、各公民館での講座の開催 | 健康づくり課 高齢介護課 生涯学習文化振興課 市民活動支援室 | 健康に気を付けている人の増加(20歳～64歳) | | 82.2% | 85% |
| | | | | 大学との協働事業・健康増進計画事業推進協議会との協 働事業の実施、地域での体操会、さわやか体操出張講座、 市民活動サポートセンターの運営 各種健康にかかわるボランティアの養成・育成及び活動支 援、ゲートキーパーや認知症サポーターなど見守る市民の 養成、元気高齢者の就労・活動支援 | | 地域活動参加の割合の増加(65歳以上) | 63.0% | 80% | |
| II 健康維持向上の ための生活習慣 の改善と 環境づくり (疾病予防と 健康増進) | 1 栄養・食生活 | 健康的な食生活を送 る人を増やす | ○第2次はだの生涯元気プラン(秦野市食育推 進計画)との連携による食育の推進 ○ライフステージにあわせた栄養バランスの取 れた食事の実現と適正体重を維持するための 取り組み ○地消地産を推進する取り組み | 食生活改善推進員の養成・人材育成、食育推進事業・親 子食育推進事業・乳幼児健診の実施 | 健康づくり課 高齢介護課 農産課 | 朝食を週4日以上食べている人の増加 (朝食欠食率の減少)(40歳～59歳) | | 82.4% | 85% |
| | | | | 幼少中PTA向け健康講座開催、生活習慣病予防対策事 業・地消地産事業・一般介護予防事業の実施 地消地産事業の実施、親子地場産野菜教室開催、秦野産 農産物応援サポーターの拡充 | | 主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている人の増加 | 51.6% | 55% | |
| | 2 身体活動・運動 | 身体活動・運動を 行う人を増やす | ○身体活動・運動に関する正しい知識の普及と ライフステージに応じた効果的な身体活動の取 組みの推進 ○身体活動・運動に取り組みややすい環境づくり | 幼少中PTA向け健康講座・スポーツ教室の開催、健康教育 事業・生活習慣病予防事業・重点健康相談事業・運動推 進事業・一般介護予防事業の実施、3033運動の推進、ス ポーツ・レクリエーションイベントの充実 | 健康づくり課 高齢介護課 スポーツ推進課 森林づくり課 公共施設マネジメント課 生涯学習文化振興課 カルチャーパーク課 | 日常生活において1時間以上の歩 行と同等の活動を行っている人の増 加 | | 40～64歳 男性 48.8% 女性 51.6% | 54% 56% |
| | | | | 運動普及員養成・育成、体操会の開催、身体活動を増や すための普及啓発、森林セラピー事業の実施、満70歳以上 の方の公共施設共用(個人)使用料無料化 | | 65～74歳 男性 57.5% 女性 53.1% | 62% 58% | | |
| | 3 こころの健康・休 養 | 自分や他人の悩みや 心の状態に気付ける 人を増やす 十分な睡眠をとり、 ストレスと上手に付き 合える人を増やす | ○相談窓口の周知や身近に相談できる人を増 やすなどのこころの健康づくりをサポートする体制 の充実 ○睡眠と休養の重要性の啓発 ○自殺予防対策の推進 | こころの健康対策事業の実施、妊産婦のこころのケア対策 事業の実施、介護者支援 | 健康づくり課 高齢介護課 | ゲートキーパー(自分と人の状態に気付ける人)の増加 | | 633人 | 1,000人 |
| | | | | 幼少中PTA向け健康講座開催 自殺予防対策の策定 | | ストレスに対処できる人の増加 | 50.0% | 55% | |
| | 4 喫煙 | たばこを吸わない人を 増やす | ○未成年者の喫煙防止への取り組み ○喫煙の害についての普及啓発および禁煙支援 | 未成年に対する喫煙防止教育の推進 | 健康づくり課 | 睡眠で休養が十分にとれていると感じる人の増加 | | 77.1% | 80% |
| | | | | 喫煙の害についての普及啓発、個別健康相談の実施 周産期からの禁煙支援の実施 | | 非喫煙者の増加 | 男性 79.6% 女性 94.8% | 82% 96% | |
| | 5 歯・口腔 | いつまでも自分の歯で おいしく食べられる 人を増やす | ○乳幼児健診におけるむし歯予防の推進 ○予防歯科及びかかりつけ歯科医の必要性の 普及啓発 | 歯科保健事業の実施 | 健康づくり課 学校教育課 高齢介護課 | 市内小中学校での喫煙防止教育回数の増加 | | 市内3校 | 全校 |
| | | | | 虫歯予防・歯周病予防の普及啓発、歯周病検診、歯科保 健普及啓発事業・一般介護予防事業の実施 | | 1歳6か月児健診時の父と母の非喫煙者の増加 | 父 65.2% 母 94.0% | 70% 95% | |
| | 6 感染症 | 感染症の 正しい知識の 普及啓発 | ○感染症などについての正しい知識の普及啓発 ○予防接種助成による感染症予防事業の実施 ○新型インフルエンザや新たな感染症に関する 情報収集と対応訓練 | 新生児訪問、乳幼児健診等による感染症などについての普 及啓発、ホームページ等による情報提供の実施 | 健康づくり課 | 3歳6か月児歯科健診におけるむし歯がない幼児の増加 | | 85.5% | 86% |
| | | | | 乳幼児期から20歳未満および高齢者に対する予防接種事 業の実施、接種率向上のための勧奨事業の実施 危機管理体制の構築 | | 年に1度以上、歯科健診を受けている人の増加 | 33.9% | 45% | |
| III 生活習慣病の 重症化予防 | 1 がん | がん検診を受診する 人を増やす | がん発生予防のための普及啓発事 業 | 健康づくり課 | 補助的清掃用具の使用について普及啓発をすること で、口腔内のセルフケアをしている人の増加 | | 54.1% | 65% | |
| | | | がん検診の実施、受診率向上のための普及啓発、受診勧 奨事業の実施 精密検査未受診者勧奨 | | 80歳(75～84歳)で20本以上自分の歯を有する人の 増加 | 38.1% | 50% | | |
| 2 生活習慣病 | 生活習慣病の 重症化を防ぐ | ○特定健康診査及び市民健康診査受診率向 上のための取り組み ○生活習慣病の重症化予防のための取り組み | 特定健康診査及び市民健康診査受診率向上のための普 及啓発、特定保健指導の実施、健康ポイントプログラムの実施 | 国保年金課 健康づくり課 | 感染症に関する注意報、警報等の情報提供 | | 100% | 100% | |
| | | | 生活習慣病重症化予防事業の実施、生活習慣病予防(保 健事業)の実施 | | 高齢者インフルエンザ予防接種の接種率の向上 | 43.2% | 48% | | |
| ※ 第4期計画での 新たな取り組み | | | | | | 新型インフルエンザ等対応訓練の実施 | | 年1回 | 63% |
| | | | | | | 子宮頸がん(20～69歳)検診受診率の向上 | | 12.6% | 50% |
| | | | | | | 乳がん(40～69歳)検診受診率の向上 | | 17.8% | 50% |
| | | | | | | 大腸がん(40～69歳)検診受診率の向上 | | 8.1% | 50% |
| | | | | | | 精密検査受診率(大腸)の向上 | | 70.8% | 90% |
| | | | | | | メタボリックシンドロームの割合減少 | | 該当者 15.8% 予備軍 9.8% | データヘルス データヘルス |
| | | | | | | 特定健康診査受診率の向上 | | 33.8% | 40% |
| | | | | | | 特定保健指導終了者割合 | | 18.5% | 26% |

秦野市健康増進計画

(健康はだの21) 第4期計画案

秦野市

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年1月5日）

提案課名 環境資源対策課

報告者名 久保田 智

| | | |
|--------|--|-----|
| 事案名 | 秦野市災害廃棄物等処理計画（案）について | 資料有 |
| 提案趣旨 | <p>国では、平成23年に発生した東日本大震災の経験や知見を踏まえ、災害廃棄物の処理にあたり、住民の健康への配慮や安全性の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であることから、想定される災害への平時の備えから災害廃棄物の適正かつ円滑な処理による早期の復旧・復興を目的として、平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定しました。また、平成27年7月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、さらに、平成28年1月に同法に基づく基本方針が変更され、市町村の役割として、災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものと明記されました。</p> <p>これを受け、平成11年6月に策定した秦野市災害廃棄物等処理計画（以下、「本計画」という。）を改正するものです。</p> | |
| 概要 | <p>東日本大震災の経験や知見を踏まえ、現行の秦野市災害廃棄物等処理計画の想定地震、被害状況、災害廃棄物等の発生量、仮置場等を見直すことにより、想定される災害への平時の備えから災害廃棄物の適正かつ円滑な処理による早期の復旧・復興を目指すものです。</p> | |
| 検討経過 | <p>平成26年度に設置した、公募市民、学識経験者、事業者及び各種団体の代表者14名で構成する秦野市廃棄物対策審議会において、審議しています。（平成29年度第1回（H29.10.17）、第2回（H29.12.21 諮問）、第3回（H30.3予定 答申））</p> | |
| 今後の進め方 | <p>1 審議会等</p> <p>(1) 秦野市廃棄物対策審議会（12月21日（諮問）、3月（答申））</p> <p>(2) 秦野市環境審議会（報告：3月）</p> <p>(3) 成案（3月）</p> <p>2 議会意見募集</p> <p>(1) 議員連絡会 平成30年1月16日に計画（案）を報告及び意見募集</p> <p>(2) 期間 平成30年1月16日（火）から平成30年3月9日（金）まで</p> <p>3 パブリック・コメント</p> <p>(1) 期間 平成30年2月1日（木）から平成30年3月2日（金）まで</p> <p>(2) 広報 広報はだの2月1日号に掲載</p> | |

秦野市災害廃棄物等処理計画の改定について

平成30年1月5日
環境産業部環境資源対策課

1 目的

平成28年1月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づく基本方針が変更され、市町村の役割として、災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものと明記されました。

本市では、平成11年6月に策定した「秦野市災害廃棄物等処理計画」を改正するため、改定案を取りまとめました。

2 計画の位置づけ(計画の位置づけ(図1)2ページ)

本計画は、廃棄物処理法に基づく基本方針及び災害対策基本法の災害廃棄物対策指針に基づき改定するものです。

なお、改定にあたっては、神奈川県災害廃棄物処理計画を踏まえ、秦野市地域防災計画、秦野市ごみ処理基本計画及びごみ処理広域化実施計画等の関連計画との整合を図ります。

3 組織体制(組織体制(図3)14ページ)

市内において震度5弱以上を観測し、大規模な被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため市長が必要と認めるときに、秦野市災害対策本部(以下、「災害対策本部」という。)を設置します。

災害の状況により、災害廃棄物の処理対応が必要となる場合には、災害対策本部の下に「災害廃棄物等対策本部」を設置します。

なお、災害対策本部を置く程度に至らない災害にあつては、平常時における市の組織をもって対応するものとします。

4 対象とする災害(想定地震の一覧(表2)5ページ)

本計画で対象とする災害は、地震災害及び大雨や台風等の多量の降雨による洪水、浸水、山崩れ等の風水害、その他自然災害とします。

また、災害廃棄物等の推計にあたっては、地域防災計画で想定する、次の災害を対象とします。

(1) 短・中期的目標(10か年以内)

神奈川県地震被害想定調査で想定されている地震のうち、発生の切迫性があり、特に本市における被害が懸念される都心南部直下地震、神奈川県西部地震及び東海地震を対象とし、災害廃棄物等の発生量の推計については、3

つの想定地震のうち災害廃棄物等の発生量が最も多いと想定される都心南部直下地震の発生量を算出します。

(2) 長期的目標（10か年超）

地震発生の切迫性はありませんが、将来本市に多大な被害が想定される大正型関東地震を対象とします。

なお、災害廃棄物等の発生量の推計結果から、必要とされる処理能力、仮置場面積、仮設トイレ基数等については、将来的にその確保ができるよう体制整備に努めます。

5 災害廃棄物の発生量の推計（推計発生量（表9）8ページ）

短・中期的目標のうち、災害廃棄物等の発生量が最も多いと想定される都心南部直下地震と長期的目標の大正型関東地震について発生量を算出します。

- ・都心南部直下地震 142,593 t
- ・大正型関東地震 3,997,391 t

6 仮置場

災害廃棄物等の発生量を基に、積み上げ高さや作業スペースを加味し、仮置場の必要面積を推計します。

(1) 仮置場必要面積（仮置場の必要面積（表13）13ページ）

- ア 都心南部直下地震 41,064 m²
- イ 大正型関東地震 1,122,597 m²

(2) 仮置場の候補地（仮置場一覧（表16）18ページ）

小学校等の校庭等については、災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ、他の空地を選定します。

7 し尿の発生量の推計及び仮設トイレ等の確保

本市が所有する仮設トイレと各第1次避難所に備蓄している埋設型トイレ及びマンホールトイレにより、短・中期的目標である都心南部直下地震で想定される仮設トイレ等の必要容量は確保できている状況です。（62,400ℓ）（仮設トイレ容量（表19）21ページ）

また、長期的目標である大正型関東地震に備え、今後も仮設トイレ等の確保に努めます。（し尿収集必要量の推計（表11）11ページ）

- ・都市南部直下地震（5,090人+1,328人+990人）×1.7ℓ=12,594ℓ
- ・大正型関東地震（106,620人+24,283+366人）×1.7ℓ=223,158ℓ

秦野市災害廃棄物等処理計画（案）

平成 1 1 年 6 月策定

平成 3 0 年 3 月改定（予定）

秦野市